

# 「支部事務所使用不許可処分取り消し訴訟」

## —大阪高裁による和解勧告に対するわが方の見解—

2009年 3月 2日

部落解放同盟大阪府連合会  
執行委員長 北口 未廣  
生江支部長 北口 未廣  
住吉支部長 前田 秀男  
平野支部長 河内 幸治  
西成支部長 富田 一幸

### (1)

大阪市における市民活動支援という機能のさらなる進展とともに、人権行政の推進にあたっては、被差別当事者との連携が最も重要な役割であるとの観点から「一方的な支部事務所退去は不当である」との立場で、部落解放同盟大阪府連合会（以下、府連という）と生江支部、住吉支部、平野支部、西成支部の4支部は、司法の場に訴えることを決意し、裁判闘争に突入しました。

しかし、2008年3月27日に出された第1審判決は、行政財産の使用をめぐってその可否を問うという短絡的な見解に終始しており、同和行政や人権行政の推進における被差別当事者としての役割、行政と被差別当事者（団体）との関係などについて一切ふれることなく、「門前払い」的な判決を出しました。

支部事務所として取り組んできた歴史性、果たしてきた役割など、今後の人権文化センターのあるべき姿から見ても、人権団体やNPO、さらには教育・福祉の市民団体などの事務所として、機能させるための活路を見いだす裁判として、4支部の課題だけではなく、人権団体に対する公的支援の必要性という視点からも訴訟を提起してきました。しかし、その主張はまったく無視され、「原告（4支部）らの活動が人権文化センターの目的に沿ったものとしても、その支部事務所をそこに設置することまでその目的に沿うことにはならず（第1審判決文のまま記載）」と一方的に退けられるという内容の判決でした。

同和行政や人権行政の拠点である人権文化センターは、当事者が安心して心から納得して相談できる、当事者性を重視した施設であるべきであり、“身近で寄り添った”施設でなければならないという理念こそが、裁判の争点だと私たちは主張しましたが、まったくそのことは受け入れられませんでした。

### (2)

そのため、私たちは、大阪高裁に控訴することを決定しました。少なくとも同和行政や人権行政における被差別当事者への行政支援とはいかにあるべきかといった点や、人権団体やNPO、さらには教育・福祉やまちづくりといった市民団体の活動を、行政が今後どのように支援

すべきかを問う裁判となるよう努力してきたものです。

大阪高裁での控訴審では、控訴理由書の提出、さらには、4支部の意見書、学者からの意見書の提出などを積み重ねてきており、明らかにすべき判断材料は裁判所側に提出してきました。

そんな中、控訴審第1回公判前の2008年7月4日に「進行協議」が開催されました。進行協議では、裁判官と代理人である弁護士との間で「同和行政の歴史・経過等に対する評価は」、加えて「2002年度以降、同和行政が一般行政に吸収されたということが立法の趣旨なのか」といった点が裁判官側から質問され、第1審判決では、一切ふれられることのなかつた本来の争点に、ようやく光が差し込みつつあるとの期待が寄せられました。

しかしながら、2000年度に大阪市側と府連側との間で確認された「目的外使用許可」による支部事務所契約の確認行為について、当時大阪市側の責任者の証人尋問を求めていましたが、却下されるという事態になりました。

第1審判決で「本件各合意は、仮にそれがされたとしても、違法無効というべきであるから（第1審判決文のまま記載）」と結論づけています。したがって、証人尋問が却下された事実は「あくまで便宜上、『目的外使用』という言葉を使用するが、これにより支部事務所を退去させることはない」との口答確認がたとえ存在したとしても、「支部事務所が人権文化センターにあること自体が違法行為である」とした第1審判決を、そのまま踏襲した判断を高裁側が採るのではないか、という厳しい状況が危惧されました。

結果は、私たちが危惧していた通り、2008年11月14日に開催された控訴審第3回公判では、当時の大阪市側の責任者の証人尋問はあらためて却下されるとともに「結審」との判断が下されました。

ついで、裁判長は、今控訴審の判決日を2009年3月12日とするとともに、公判終了後、4支部ならびに大阪市の弁護人・代理人に対して和解勧告について打ち合わせを行う旨を申し合せました。

和解勧告に関する打ち合わせでは、裁判長より、控訴審で争点となっている問題に関して、法律上規定された判断を示すことよりも、今後の人権文化センターの役割や機能等のあり方に関わって、双方が協議をすることの方が望ましいのではないか。そのためにも4支部側が、支部事務所として使っているスペースを明け渡すことを前提として、そうしたテーブルづくりが可能かどうか、検討を求める旨でした。

### (3)

私たちが求めていた証人尋問が却下され、私たちにとっては非常に厳しい局面を迎えていたことは事実であります。しかし、人権文化センターでの支部事務所の使用不許可処分という問題について、大阪高裁側は、法律上規定された判断だけで裁くのではなく、行政と市民団体との協議を通して、双方の主張をすりあわせることの方がむしろ望ましいものとして「支部事務所で使用していたスペースを明け渡すことを前提とした和解勧告」を打診してきたものと、私たちは受け止めました。

府連と4支部、さらには弁護団と熟慮の末、大阪高裁による「支部事務所スペースを明け渡すことを前提とした和解勧告」を受け入れることを決定しました。そのことを通じて、前進させるべき課題、あるいは守るべき課題を明らかにすることが、最善の選択であると判断したということです。

また、市民館や隣保館からスタートした被差別部落内の公共施設が、一定の役割を果たし、新たな活動領域を迎えようとしているという転換点であるという時代認識もまた、高裁側の和

解勧告を受け入れるという、私たちの決定を後押ししたことも付け加えておかなければなりません。

2008年11月27日に第1回の和解協議が開かれて以降、同年12月24日に第2回、2009年1月6日に第3回と大阪市、部落解放同盟4支部の代理人が双方の主張についてのすりあわせを行ってきました。そして2009年2月27日の大阪市議会第1回定例会本会議での議決を経て、2009年3月2日、大阪高裁による和解勧告の合意に至りました。

(参考) 裁判所による和解勧告

平成20年(ネ)第1115号 建物明渡等請求控訴事件

大阪市旭区生江3丁目17番2号

控訴人 部落解放同盟大阪府連合会生江支部  
同代表者支部長 北口末広

大阪市住吉区帝塚山東5丁目3番21号

控訴人 部落解放同盟大阪府連合会住吉支部  
同代表者支部長 前田秀男

大阪市平野区平野市町3丁目8番22号

控訴人 部落解放同盟大阪府連合会平野支部  
同代表者支部長 河内幸治

大阪市西成区長橋3丁目7番28号

控訴人	部落解放同盟大阪府連合会西成支部
同代表者支部長	富田一幸
上記控訴人ら代理人弁護士	丹羽雅雄
同	竹下政行
同	大橋さゆり
同	小野順子
同	康由美
同	普門大輔

大阪市北区中之島1丁目3番20号

控訴人	大阪市
同代表者市長	平松邦夫
上記控訴人ら代理人弁護士	中原元

## 禾口 角牟 勧告書

当裁判所は、上記事件及び当庁平成20年（行コ）第72号行政財産使用不許可処分取消請求控訴事件について、事件の内容及び経過に照らし、控訴人らの地域住民に対する相談活動や地域住民の福祉の向上のための活動は、本件各センターの設置目的および事業に沿うものといえるものの、控訴人らの支部事務所をそこに設置することまでの合理性を見出すことは困難である。しかし、本件各センターが広く一般市民が利用する施設であり速やかな解決が公共の福祉の推進に資する見地から下記和解条項により解決することを勧告する。

平成21年1月23日

大阪高等裁判所 第6民事部

裁判長裁判官 渡 邊 安 一

裁判官 安 達 瞨 雄

裁判官 松 本 清 隆

記

- 1 控訴人らは、被控訴人に対し、別紙1明渡目録中の各控訴人に対応する建物を本件裁判上の和解成立の日から6か月後の平成21年9月2日限り明け渡す。
- 2 控訴人らは、被控訴人に対し、平成19年4月1日から前項の明け渡し済みに至るまで、別紙2損害金目録中の各控訴人に対応する金員（ただし、被控訴人が債権差押命令（大阪地方裁判所平成20年（ル）第1837号）により既に収入した額を除く。）及び第1審に係る訴訟費用及び被控訴人が申し立てを行い、既に執行した債権差押命令に要した経費の支払義務があることを認める。
- 3 控訴人らは、被控訴人に対し、前項の金員を平成21年9月30日限り、被控訴人が指定する方法で支払う。
- 4 控訴人らは、被控訴人に対する、大阪高等裁判所平成20年（行コ）第72号行政財産使用不許可処分取消請求控訴事件の訴えを取下げ、被控訴人は、訴えの取下げに同意する。
- 5 控訴人らと、被控訴人は、控訴人らと被控訴人との間に、本件並びに大阪高等裁判所平成20年（行コ）第72号行政財産使用不許可処分取消請求控訴事件に関し、本和解条項に定める他には何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 上記2項に定める他の訴訟費用は、各自の負担とする。

以上